



東京みんなでサロン ～涼み処～

都営住宅の集会所で涼み処を開催してみませんか？



東京みんなでサロン～涼み処～

東京みんなでサロンとは？

「東京みんなでサロン」は都営住宅の集会所等で、プログラム運営主催者が地域交流につながるプログラムを実施し、だれもが集いつながる居場所をつくる事業です。

具体的には地域交流サロン、子供食堂、ワークショップなどがあり都HPで事例を紹介しています。

涼み処とは？

暑い時期（5月～9月）のプログラム実施の際に、その会場(都営住宅の集会所)を、**都営住宅やその地域の方が一時的に暑さをしのぐ場所として開放する取り組み**であり、**都から涼み処を運営・実施するプログラム運営主催者に対する支援**があります。

どのような支援があるのか？

飲料・温度湿度計・熱中対策ウォッチを現物支給します。

さらに、追加の条件を満たす場合にはうちわ・クールタオルの支給に加え、活動で利用する**集会所利用料の補助**があります。

※応募多数の場合は数の制限、又は応募を終了する場合があります。

涼み処を始めるには？

東京みんなでサロンの「プログラム運営実施計画」及び「涼み処」の申請が必要です。詳細は次ページ以降をご確認ください。

涼み処のみの開催は可能か？

涼み処のみの申請は受け付けておりません。東京みんなでサロンのプログラムを申請・実施いただく場合のみ、涼み処の申請もすることができます。

1. 支援要件

涼み処の支援を受けるためには以下の要件を満たす必要があります。

① 東京みんなでサロンのプログラムを運営・実施すること

地域交流に繋がるプログラムを計画・申請いただく必要があります。
申請に問題がなければ承認となり、活動を開始することができます。

② 涼み処としての開催を計画・実施すること

涼み処の開催時間や必要な物品等について、申請いただく必要があります。支援対象物品は決まっておりますので、申請の際にご確認ください。承認後、承認書及び支援物品を送付いたします。

③ プログラムの実施について報告をすること

実際に行った活動について報告をしていただきます。

※①～③各々に決まった書式がありますので、JKK東京HPまたはJKK東京 都営管理課 みんなでサロン担当までお問合せください。

2. 申請期間・実施期間について

涼み処の開催期間：5月～9月

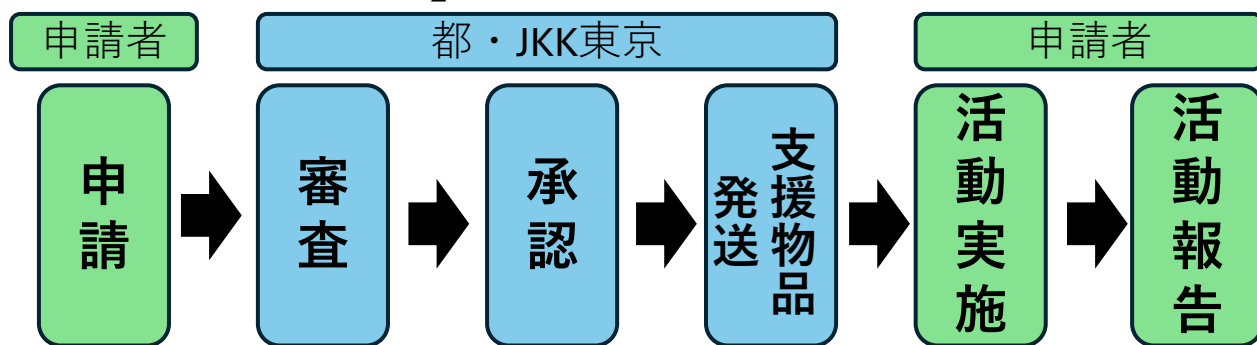
涼み処の申請期間：4月～7月頃

(※支援物品の配送の都合上申請受付は7月頃までとなります。)

【スケジュール】 ※申請受付・承認となった翌月末に発送予定です。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
申請期間	○	○	○	○		
開催期間		○	○	○	○	○

【申請～活動報告まで】



3.支援物品等について

以下①と②の2種類あります。

①みんなでサロンのプログラム実施時間内で涼み処を開催する場合 飲料・温度湿度計・熱中対策ウォッチ

※1プログラムあたりの支援上限

・温度湿度計：1個まで・熱中対策ウォッチ*：10個まで

*手首に装着して深部体温の上昇を検知し、熱中症リスクを事前に知らせる腕時計型機器

*屋外での活動でも、緑化活動プログラムに限り、熱中症対策ウォッチのみ支援対象です。

②みんなでサロンのプログラム実施時間外に集会所を開放する場合 【補助対象時間：10時～16時の間】

うちわ・クールタオル・集会所利用料（光熱費等額）

※1プログラムあたりの支援上限

・うちわ：20個まで・クールタオル：60個まで

≪集会所利用料について≫

・みんなでサロンプログラム実施時間外に開放した部分に限り補助

・開放時間は最低30分から、補助上限最大500円/時間*

*1時間あたり利用料が500円未満の場合はその額が上限

・実施前または後のみでも可（補助対象時間は下記例を参考）

【例】プログラム実施時間前後2時間を涼み処として開放した場合

10時～12時	12時～14時	14時～16時
開放時間	みんなでサロン プログラム実施時間	開放時間
補助対象	補助対象外	補助対象

申請書類一式は以下のJKK東京HPに掲載。申請はメール又は郵送にて

【問合せ先】

○申込に関すること

JKK東京 都営管理課 みんなでサロン担当

☎03-3409-2261

✉minnadesalon(at)to-kousya.or.jp

（※送信の際は、(at)を@に変換してください。）

○事業に関すること

東京都住宅政策本部都営住宅経営部指導管理課

☎03-5320-5032

JKK東京 HP

（申請書類はこちらからダウンロード）



住宅政策本部HP

